

2024年12月12日

湯河原町長 殿

湯河原町議会議長 殿

神奈川県弁護士会

会長 岩田 武司

要望書

当会は、申立人 A 氏の人権救済申立事件について、当会人権擁護委員会において調査の結果、救済措置を講じる必要があるとの結論に達しましたので、当会常議員会の議を経た上、貴殿らに対し、以下のとおり要望します。

要望の趣旨

湯河原町長が、湯河原町議会の町税等徴収対策強化特別委員会との間で町税滞納者名簿を共有したことについて、当時の湯河原町個人情報保護条例に違反する取扱いがあったことを踏まえ、

- 1 湯河原町長に対しては、個人情報を提供する際にはプライバシーを侵害することのないよう、法令上の根拠について慎重に検討することを要望する。
- 2 湯河原町議会に対しては、個人情報の提供を求めるにあたり、プライバシーを侵害することのないよう、法令上の根拠について慎重に検討することを要望する。

要望の理由

別紙調査報告書のとおり

以上

事件番号：2020年（救）第19号

申立人： A

調査報告書

2024年9月5日

神奈川県弁護士会

会長 岩田武司 殿

神奈川県弁護士会人権擁護委員会

委員長 櫻井みぎわ

申立人 A 氏の相手方湯河原町、同湯河原町議会に対する人権救済申立事件（2020年第19号）について、その調査結果を報告します。

第1 結論

湯河原町長が、湯河原町議会の町税等徴収対策強化特別委員会（以下「特別委員会」という。）との間で町税滞納者名簿を共有したことについて、当時の湯河原町個人情報保護条例に違反する取扱いがあったことを踏まえ、

- 1 湯河原町長に対しては、個人情報を提供する際にはプライバシーを侵害することのないよう、法令上の根拠について慎重に検討することを要望するのが相当である。
- 2 湯河原町議会に対しては、個人情報の提供を求めるにあたり、プライバシーを侵害することのないよう、法令上の根拠について慎重に検討することを要望するのが相当である。

第2 理由

1 申立の概要

申立人は、湯河原町が2010年から湯河原町議会の特別委員会に対して町税滞納者名簿（氏名、住所、滞納税額などを記載）を提供し、審議終了後も回収していなかったことは、湯河原町個人情報保護条例に違反するとともに同名簿記載者のプライバシー権を侵害するものであるとして、人権救済を申し立てた。

2 相手方らの主張

申立人の主張する事実等について、相手方らに照会をしたが、相手方らは、3(7)で述べる関連訴訟継続中は、現在係争中のため、回答は差し控える、などと回答した。訴訟終了後改めて、照会をしたが、申立人の主張が認められないことについて、司法判断により確定しており、既に司法の場において決着がついた問題を弁護士会が判断することは司法権の独立を侵害する、などとして内容については回答を得られなかった。

3 認定した事実

調査の結果、当事件委員会が認定した事実は以下のとおりである。

- (1) 申立人は、本件申立当時、湯河原町町民であり、2020年3月15日に行われた湯河原町議会議員選挙に初めて立候補して当選した議員であり、湯河原町議会の特別委員会の委員であった。
- (2) 湯河原町では、2011年から、町長が、湯河原町議会の特別委員会に対して、毎年町税滞納者名簿のコピー（以下「名簿のコピー」という。）を提供し、審議終了後もこれを回収しないことがあった。
- (3) 当初、特別委員会の設置は、2011年10月5日の湯河原町議会において正式に議決されたが、特別委員会に対する付議事項は、税等に関する事項と水道料金・温泉使用料に関する事項であった。申立人

が所属する特別委員会は、2020年4月6日開催の臨時会における議決で設置されたものである。

- (4) 申立人は、2020年7月20日の特別委員会に出席した。ここでは、傍聴席の議員を含め、すべての出席議員に名簿のコピーが配布された。それには、町民税、固定資産税などの納付金の滞納者約2000名につき、その個人名、法人名、住所、滞納の経過及び処分内容が、マスキングされることなく、記載されていた。
- (5) 申立人は、2020年9月7日の湯河原町議会の一般質問において、湯河原町の滞納者のリストが議員に共有されており、滞納者のリストの取扱いについて問題があるのではないかという趣旨の発言をした。またそのことについて SNS でも発信をした。申立人のこの一般質問での発言および SNS での発信について、湯河原町議会は、2020年9月25日、秘密会の議事を漏らしたとして、陳謝の懲罰を科した。申立人は、陳謝文の朗読を拒否し、それに対して、湯河原町議会は、2020年9月29日、出席停止1日の懲罰を科した。
- (6) 特別委員会は、2020年12月3日、湯河原町から名簿のコピーの提供を受ける際、黒塗りするなど個人が特定できない処置を求めることとしたとの報道がなされた。
- (7) 申立人は、2021年1月、湯河原町を被告として（処分庁は湯河原町議会）横浜地方裁判所に町議会議員懲罰処分取消等請求訴訟（内容は、懲罰処分の取消と、懲罰について書かれた湯河原町議会編集・発行の広報誌が名誉棄損にあたるとして国家賠償請求を求めるというもの）を提起した。横浜地方裁判所は、2023年2月1日、国賠請求の一部を認容する判決を言い渡し、それに対して被告は控訴した。その後、東京高等裁判所において、2023年10月12日に、被控訴人（原告）敗訴の判決が言い渡された。その後最高裁判所への上告受理の申立がなされたが、最高裁判所はそれを受理しない決定をし、

東京高等裁判所の判決が確定している（以下この一連の訴訟を「関連訴訟」という。）。

4 人権侵害の有無・内容についての判断

(1) 問題点

以下、名簿のコピーの提供、名簿のコピーの提供の求めについて検討するに当たっては、当時の湯河原町個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）による。なお、旧条例は、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）の2021年改正をうけて廃止され、新たに湯河原町個人情報の保護に関する法律施行条例（以下「法施行条例」という。）及び湯河原町議会の個人情報の保護に関する条例（以下「議会条例」という。）が2023年4月1日から施行されている。

旧条例1条は、「個人の尊厳を保つ上で個人情報の保護が重要であることに鑑み」、「個人情報の有用性に配慮しつつ、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止を図り、もって基本的人権の擁護及び公正で民主的な町政の推進に寄与することを目的とする。」と規定している。

「個人の尊厳」については憲法13条で保障されているところ、その趣旨は、一人一人の人間が人格的自律の存在として最大限尊重されなければならないという点にあり、その人格的自律にかかわる権利として人格権が導かれ、その中で、個人情報にかかわる権利としてのプライバシー権が導かれる。

判例も、大学が、学籍番号、氏名、住所、電話番号という個人情報を警察に提供したことは、「上告人らが任意に提供したプライバシーに係る情報の適切な管理についての合理的な期待を裏切るものであり、上告人らのプライバシーを侵害するものとして不法行為

を構成するというべきである」(最判平成15年9月12日判決)、
「本件個人情報(氏名、性別、生年月日、郵便番号、住所、電話番号、保護者の氏名)は、上告人のプライバシーに係る情報として法的保護の対象となるというべきであるところ、上記事実関係によれば、本件漏えいによって、上告人は、そのプライバシーを侵害されたといえる」(最判平成29年10月23日判決)等と判示している。これらの判例は、個人情報の取扱いを誤ることにより、プライバシーを侵害し、不法行為を構成することがあることを認めている。これは、個人情報の取扱い次第では、憲法13条の定める個人の尊厳が害され、人権侵害となることを意味する。

そして、旧条例1条に規定される「個人の尊厳」も憲法13条の定める個人の尊厳の解釈と同趣旨であり、旧条例上の個人情報保護の規定は、憲法13条の定める個人の尊厳の趣旨を踏まえて定められていることからすれば、旧条例違反の個人情報の取扱いは人権侵害の問題を生じさせる。

2020年7月20日の特別委員会において出席議員に配布された名簿のコピーには、町民税、固定資産税などの納付金の滞納者約2000名につき、その個人名、法人名、住所、滞納の経過及び処分内容が、マスクングされることなく、記載されていた。この名簿のコピーが、湯河原町長から特別委員会に提供されているので、この提供につき、旧条例上の手続が遵守されていないために人権侵害となるといえるかが問題となる。

また、特別委員会を設置した湯河原町議会が湯河原町長に名簿のコピーの提供を求め受領したことについても、旧条例上の手続が遵守されていないために人権侵害となるといえるかが問題となる。

(2) 判断

ア 前提となる事実

「第2 認定した事実」のとおり、湯河原町では、2011年から、町長が、特別委員会に対して、毎年名簿のコピーを提供し、審議終了後もこれを回収しないことがあった。2020年7月20日に特別委員会に提供された名簿のコピーには、町民税、固定資産税などの納付金の滞納者約2000名につき、その個人名、法人名、住所、滞納の経過及び処分内容が、マスキングされることなく、記載されていた。この名簿のコピーは、同日の特別委員会において、傍聴席の議員を含めて特別委員会の出席議員全員に配布された。

イ 旧条例違反の検討

(ア) 旧条例9条2項1号該当性の検討

i 旧条例9条2項1号に該当しないこと

旧条例は、9条1項により取扱目的以外の目的のために保有個人情報を利用・提供することを禁止し、例外的に9条2項各号のいずれかに該当する場合には、保有個人情報の利用・提供をすることができるとする。

湯河原町長は、特別委員会に対して名簿のコピーを提供しているので、これが旧条例9条2項1号の「法令等の規定に基づく」ものといえるか検討する。

まず、湯河原町は、当会からの照会には回答していないので、当会に対して、同号該当は主張しておらず、また、直ちに同号に該当すると解される事情も認められない。

しかし以下ii、iiiでは、念のため、考えられる主張について、検討した。

ii 地方自治法98条1項を根拠とするとの主張について

申立人より提供を受けた関連訴訟における主張書面によれば、湯河原町は、名簿のコピーの特別委員会への提供は、

旧条例 9 条 2 項 1 号にいう「法令等の規定に基づく利用・提供」にあたると主張し、地方自治法（以下「法」という） 9 8 条 1 項がその「法令等」にあたると主張している。

法 9 8 条 1 項は、議会が、当該普通地方公共団体の事務に関する書類等を検閲し、当該普通地方公共団体の長らに対し、報告を請求し、当該事務の管理、議決の執行及び出納を検査することができるとする。湯河原町の主張は、名簿のコピーの提供は、この検査に基づくものであるというものである。

ところで、法 9 8 条 1 項の検査は、法 9 6 条 1 項 1 5 号にいう「法律により議会の権限に属する事項」に外ならず、この権限の行使には、議会の議決を要すると解される。この点、新版逐条地方自治法第 9 次改訂版においても、「(法 9 8 条 1 項の) 検査は議会が行うのであるから、検査にはその旨の議決を必要とする。機関意思を決定する議決である。」とされている。

ところが、申立人から提供された関連訴訟の主張書面を検討しても、法 9 8 条 1 項に基づく検査について、湯河原町議会が個別に議決をしたことを裏付ける事実は認められず、その他法 1 1 2 条（議員の議案提出権）に規定する手続きを経て議決がなされたことを認めるに足りる事情もない。

iii 特別委員会の設置の議決は法 9 8 条 1 項に基づく検査の議決といえるか

この点、湯河原町は、関連訴訟で、以下のとおり主張する。「法 9 8 条 1 項に基づく検査に議会の議決が必要とされるのは、検査の権能は、機関としての議会に与えられたものであるから、検査は議会の機関意思の決定に基づき実施される必要があるということに尽きる。」「特別委員会は、特定の事件を審査

又は調査するため議会の議決により設置される機関である（中略）から、議会から付議された事項について、法98条1項に基づく権限を議会に代わって行使するなどの方法によって審査又は調査を実施するのでなければ、そもそも特別委員会（ママ）を設置した意味がない」「令和2年4月6日に町税等特別委員会設置の議決がされた経緯からすれば、この議決によって、湯河原町議会が、その機関意思として、町税等特別委員会に対し、税等及び水道料金・温泉使用料等に関する事項については、法98条1項に基づく検査の権限を含めて、議会の権限を委任したことは明白である」。

これは要するに、特別委員会の設置の議決は、法98条1項に基づく検査の議決と解されるべきであるとの主張であるが、かかる主張の是非について検討する。

そもそも、議会は、2020年4月6日開催の第2回臨時会（第1号）において、町議会に特別委員会を設置することを議決し、同月9日開催の臨時会（第2号）において、特別委員7名を選任しているところ、議会が検査権の行使をするには、検査権行使についての個別の議決を要するのが原則である。また、旧条例が、個人情報の目的外の提供はあくまで例外として認められるに過ぎないとし、「利用・提供する個人情報の範囲を必要最小限にするとともに、本人や第三者の権利利益を不当に侵害することがないように配慮することが求められる」（湯河原町個人情報保護条例解釈・運用基準38頁より）とされていることから、やはり、個別の議決を要すると解するべきである。とりわけ、本件のように提供される個人情報、税金の滞納状況という極めてセンシティブなものであれば、より慎重さが求められるというべきである。

湯河原町の主張は、法 9 8 条 1 項に基づく権限を議会に代わって行使するなどの方法によって審査又は調査を実施するのでなければ、そもそも特別委員会を設置した意味がないというものであるが、審査や調査は、必ずしも、個人情報提供を受けなければ実施できないというものでもない。

ゆえに、この点についての湯河原町の主張には理由がない。

iv 小括

したがって、法 9 8 条 1 項の規定による検査が、湯河原町議会において議決されたとは認められない。

(イ) 旧条例 9 条 2 項 2 号ないし 4 号該当性の検討

また、旧条例 9 条 2 項 2 号（本人同意）、3 号（生命等を守るため緊急な必要性）、4 号（審査会への諮問）の該当性については、申立人から提供された関連訴訟の主張書面の範囲においては、湯河原町はその主張をしていないし、そのほかに旧条例 9 条 2 項 2 号ないし 4 号の規定に該当すると認めるに足りる事情はない。

したがって、湯河原町長が特別委員会に名簿のコピーを提供したことは、旧条例 9 条 2 項 2 号ないし 4 号に基づくとは認められない。

(ウ) まとめ

よって、湯河原町長が、特別委員会に名簿のコピーを提供したことは、旧条例 9 条 2 項各号のいずれにも基づくものと認めることはできないから、旧条例 9 条 1 項に違反するものである。

(エ) 旧条例 8 条 4 項違反の検討

旧条例 8 条 4 項によれば、湯河原町議会は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならないが、同項

ただし書1ないし5号に該当するときは、この限りでない
とされる。

同項ただし書1号は「法令等の規定に基づき収集する
とき」を例外としている。しかし、上記のように、湯河原町長
が特別委員会に名簿のコピーを提供したことは、法98条
1項又は法112条に基づくものとは認められず、法令等
の規定に基づくものではない。

したがって、湯河原町議会は、法令等の規定に基づか
ず、湯河原町長に名簿のコピーの提供を求めて本人以外か
ら個人情報を収集したものであり、旧条例8条4項1号に
は当たらない。

さらに、旧条例8条4項2号（本人同意）、3号（生命等
を守るため緊急な必要性）、4号（出版報道等により公にさ
れたもの）、5号（審査会への諮問）の該当性についてはこ
れらに該当すると認めるに足りる事情はない。

よって、湯河原町議会は、旧条例8条4項に違反して、本
人以外から個人情報を収集したものである。

ウ 人権侵害性の検討

以上のとおり、湯河原町長が特別委員会に名簿のコピーを提供
したことは、旧条例9条2項各号のいずれに基づくものとも認め
られず、旧条例に違反して名簿のコピーに記載された個人情報を
提供したものである。

また、湯河原町議会在湯河原町長に名簿のコピーの提供を求め
て本人以外から個人情報を収集したことは、旧条例8条4項各号
のいずれに基づくものとも認められず、旧条例に違反して本人以
外から個人情報を収集したものである。

そして、2020年7月20日に提供された名簿のコピーには、

町民税、固定資産税などの納付金の滞納者約2000名につき、その個人名、法人名、住所、滞納の経過及び処分内容が、マスキングされることなく、記載されていた。

確かに税金を滞納すること自体は望ましいことではないものの、税金に関する情報は所得、資産等を推認させる情報であって他人に知られたくない個人情報であるし、税金の滞納情報は生活状況等を推認させる情報であって他人に知られたくない個人情報であり、このような個人情報は秘匿性の高い個人情報である。

湯河原町長は、その秘匿性の高い個人情報を含む名簿のコピー記載の個人情報を、旧条例に違反して特別委員会に提供したのであり、このような情報を特別委員会に提供したことは、個人の尊厳やプライバシー権を侵害する行為である。

しかも、この行為により、自己の意思や法令に基づかずに個人情報が拡散して、税金滞納者である等として、名簿記載者個人の評価、信用が低下したり、誹謗中傷されたりするおそれも否定できない。加えて、審議終了後も名簿を回収しなかったこともあったのであるから、その場合、個人情報が拡散する範囲がより広がって、名簿記載者個人の評価、信用が低下したり、誹謗中傷されたりするおそれがいっそう高まったものといえる。

したがって、湯河原町長による湯河原町議会の特別委員会への名簿のコピーの提供、湯河原町議会の町長からの個人情報の収集という行為は、名簿のコピーに記載された者の個人の尊厳やプライバシー権（憲法13条、旧条例1条）を侵害したものである。

5 本件処遇意見を出すにあたって

- (1) なお、本件人権救済申立事件の調査の過程で、相手方湯河原町の代理人（以下「代理人」という。）より、関連訴訟が現に係属し、あるい

は、すでに訴訟で決着がついているにもかかわらず、弁護士会が事件処理を行うことは適切ではないとの意見が示され、その理由として、本件は双方が訴訟の場で主張立証を尽くした上で司法の判断に委ねるべき事案であること、司法権の独立を侵害するものであること、などを述べている。

そこで、以下、この意見について、検討する。

- (2) そもそも、本件調査報告書は、名簿のコピーの提供および名簿のコピーの提供の求めが違法で人権侵害にあたるかどうかについて判断している。一方、関連訴訟は、申立人に対する懲罰の取消および懲罰について記した湯河原町議会編集・発行の広報誌が申立人の名誉を毀損したものであるとして国家賠償請求を求めるものであるところ、訴訟の中では、確かに、名簿のコピーの提供および名簿のコピーの提供の求めが違法であるかどうかについて、訴訟当事者がそれぞれ主張を述べあっているが、いずれの裁判所もそのことについては、何も判断を下していない。したがって、本件調査報告書と裁判所とは同一の対象について判断しているわけではない。
- (3) また、司法権の独立についても、裁判所が、名簿のコピーの取り扱いの違法性については判断しておらず、ましてや、関連訴訟は既に終了しているのであるから、本件人権救済事件で名簿のコピーの取り扱いについての人権侵害の有無を判断することが、司法権の独立を侵害するとは認められない。

6 まとめ

湯河原町長が特別委員会に名簿のコピーを提供したことは、旧条例9条1項に違反して名簿のコピー記載の個人情報を提供したものであり、また、湯河原町議会が湯河原町長に名簿のコピーの提供を求め受領したことは、旧条例8条4項に違反して本人以外から個人情報を収

集したものであり、名簿のコピーに記載された者の個人の尊厳やプライバシー権（憲法13条、旧条例1条）を侵害したと認められる。

そして、旧条例上の根拠なく、徴収にどの程度効果があったかも不明なまま、10年間という長期にわたり、毎年名簿のコピーを湯河原町議会の求めに応じて特別委員会に提供して、審議終了後もそれを回収していなかったことがあったことからすれば、名簿のコピーに記載された者のプライバシーの侵害の程度も重大である。

他方、特別委員会は、2020年12月3日、湯河原町から名簿のコピーの提供を受ける際、黒塗りするなど個人が特定できない処置を求めることとしたと報道されている。

なお、前記のように旧条例は廃止され、令和5年4月1日からは新たに法施行条例及び議会条例が施行されており、今後は法施行条例及び議会条例に従って、適切に個人情報取得や提供をする必要がある。

これらの事情を踏まえたうえで、第1の結論で述べたとおり湯河原町長と湯河原町議会に対しそれぞれ要望するのが相当であると判断した。

以上